

内閣法制局における行政手続のオンライン利用の範囲について

平成24年4月17日  
内閣法制局

「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づく、内閣法制局所管手続のオンライン利用の継続・停止の判断について別添のとおり決定する。

## 1 総括表

### (1) オンライン継続、停止の判断結果等

	全申請等手続数	継続手続数			停止予定手続数			重点手続数
		費用対効果 1以上	個別事由による 継続	合計	申請等がない手続	申請等がある手続	合計	
		1	1	0	1	0	0	0

### (2) 申請等受付システムの費用対効果

整理番号 (システム)	システム等の名称 【様式2】	申請等手続 【様式2】	主な手続名 【様式2】	オンライン申請等を受け付けるための費用 (千円)【様式2】	オンライン申請等を受け付けることによる効果 (千円)【様式2】	費用対効果 1以上	備考
1	内閣法制局HP (情報公開法に基づく開示請求申請)	1	行政文書の開示請求	94	747	○	
合計		1	1				

## 2 申請等受付システム単位の費用対効果

整理番号 (システム)	システム等の名称	申請等手続	主な手続名	オンライン申請等を受け付けるための費用 (千円)	オンライン申請等を受け付けることによる効果 (千円)	費用対効果 1以上	備考
1	内閣法制局HP 1 (情報公開法に基づく開示請求申請)	1 行政文書の開示請求		94	747	○	

### (1) 申請等受付システムの費用

整理番号 (システム)	システム等の名称	費用の区分	全体の経費 (千円)	オンライン申請等を受け付けるための費用 (千円)	算出方法等
1 内閣法制局HP 1 (情報公開法に基づく開示請求申請)		年間運用経費①	630	35	【算出の考え方】 【e-Gov連携分の経費】
		整備経費	468	468	【年間運用経費】 当該開示請求については、当局ホームページ運用サービスの中で提供されている一つの機能(メール受付)であり、当該開示申請についての運用経費の積算は、全体のホームページの画面数に対する当該開示申請に係る画面の割合により算出した。 630千円(全体経費)×5画面(開示請求申請画面数)÷89画面(全体画面数)=35千円(オンライン申請等を受け付けるための費用)
		使用予定期間	8	8	【その他の年間経費の内訳及び具体的な算出方法】
		年間整備経費②	59	59	【費用の算出が困難な理由】
		その他の年間の費用③	-	-	【オンライン申請等を受け付けるための費用の具体的な算出方法】
		費用合計 (=①+②+③)	689	94	【使用予定期間の具体的な算出方法】 当該システムの使用予定期間は、ホームページの運用サービスの中で提供されている一つの機能であるため、使用開始年度から今年度までの期間を使用期間として記載した。

### (2) 手続ごとの効果

整理番号 (手続)	手続名	複数の手続のオンライン利用を一括的に判断する場合の手続群の名称	年間 申請等件数	年間オンライン 申請等件数 ⑥	オンライン利用1件当たりの効果				その他の効果 (円) 【様式3】 ⑤	1手続当たりの効果 (千円) ④×⑥+⑤)/1000	備考		
					窓口への往復交通費削減効果(円)		窓口への移動時間短縮効果(円)	行政機関滞在時間短縮効果(円)					
					事務所数	①	事務所数	②	単位滞在時間(分)	③	=①+②+③		
1	行政文書の開示請求		26	21	1	4,510	1	29,747	30	1,158	35,414	3,780	747-
合計			1	0	26	21						747	

### 3 その他の効果の内訳、詳細等

整理番号 (システム)	整理番号 (手続)	手続名 または 複数の手続のオンライン利用を一體的に判断 する場合の手続群の名称	手続を受け付けている システム等の名称	その他の効果 (円)	その他の効果の内訳、詳細等 (その他の効果の内容、具体的な算出方法等)
1	1	行政文書の開示請求	内閣法制局HP (情報公開法に基づく開示請求申請)	3,780	オンラインによる開示請求により申請1件あたり開示手数料100円及び郵送料80円の効果がある。 $180\text{円} \times 21\text{件} = 3,780\text{円}$

#### 4 オンライン利用の継続・停止の判断結果等

整理番号 (システム)	整理番号 (手続)	手続名	複数の手続のオンライン利用を一体的に 判断する場合の手続群の名称	手続を受け付けている システム等の名称	オンライン利用の 判断結果			申請等がな い手続	オンライン利用を 停止する場合の 予定期間	個別事由の類型				個別事由の類型に該当する理由、 その他の個別事由の詳細、 停止時期に係る補足事項等
					継続	停止	重点			①	②	③	④	
1	1	行政文書の開示請求		内閣法制局HP (情報公開法に基づく開示請求申請)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計					1	0	1	1	0	0	0	0	0	0